



令和6年3月末に退職されるみなさまへ



退職予定者
向け

退職後の医療保険のしくみ

資格 担当
☎06-6941-3164

令和6年3月末に退職されるみなさまの退職後の医療保険のしくみをお知らせします。令和6年秋頃に予定されている組合員証（保険証）とマイナンバーカードの一体化については、詳細が決まり次第お知らせします。



常勤職員の退職後の健康保険について

※非常勤職員の方は、P.5を参照ください。

退職日の翌日から、公立学校共済組合の組合員資格が喪失します。退職後の進路により健康保険加入先が変わりますので下表を参照ください。

退職後の進路		健康保険加入先
A	再任用フルタイム勤務（38時間45分） 再任用短時間勤務（週20時間以上）	公立学校共済組合大阪支部
B	任期付職員及び 臨時的任用職員	
C	非常勤職員 （週20時間以上で2カ月を超えて任用見込みがあり、かつ 賃金月額88,000円以上）	
D	健康保険制度の適用がある再就職	就職先の健康保険
E	再任用短時間勤務（週20時間未満） 非常勤職員（Cでない） 健康保険制度適用のない再就職 再就職しない	任意継続組合員（公立学校共済組合） 国民健康保険 家族の健保の被扶養者

A：再任用フルタイム勤務(週38時間45分) 及び 再任用短時間勤務(週20時間以上)

組合員証等	現職時の組合員証等をそのまま継続して使用できます。（注1）
扶養家族	扶養認定されている親族についても、原則、引き続き認定します。 （就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申請を行ってください。）

（注1）「組合員証等」とは、「組合員証」「組合員被扶養者証」「公立学校共済組合高齢受給者証」「公立学校共済組合特定疾病療養受領証」「公立学校共済組合理限度額適用・標準負担減額認定証」「公立学校共済組合理限度額適用認定証」のことを指します。



B：任期付職員 及び 臨時的任用職員

ア 同一の任命権者による任用が9日以内（空白期間が8日以内）に行われる場合

前任用の終期後、次の任用の始期までの間、組合員期間は継続します。

組合員証等	現職時の組合員証等をそのまま継続して使用できます。
扶養家族	扶養認定されている親族についても、原則、引き続き認定します。 (就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申請を行ってください。)

イ 同一の任命権者による任用が9日以内（空白期間が8日以内）に行われない場合（注2）

前任用の終期後、次の任用の始期までの間、組合員期間は継続しません。

組合員証等	前任用の終期後の組合員証等は、現在の勤務校又は資格担当へ返送ください。 新たな資格取得手続きにより、組合員証等を交付します。
扶養家族	組合員の新たな資格取得手続きの際に、被扶養者の認定申請が必要です。

ウ 異なる任命権者に任用される場合（注2）

前任用の終期後、任用の始期までの間、組合員期間は継続しません。ただし、前任用の終了後、引き続き異なる任命権者に任用される場合、組合員証等の番号変更の手続きが必要となる場合があります。

組合員証等	前任用の終期後の組合員証等は、現在の勤務校又は資格担当へ返送ください。 新たな資格取得手続きにより、組合員証等を交付します。
扶養家族	組合員の新たな資格取得手続きの際に、被扶養者の認定申請が必要です。

◎任命権者とは、大阪支部では次のように任命権者を区分しています。

府費負担教職員 (※豊能地区はそれぞれ異なる任命権者)	大阪市費負担教職員	堺市費負担教職員	政令市を除く市費負担及び 公立大学等の教職員
府費	大阪市費	堺市費	市費（注3）

(注2) 組合員期間が継続しない場合、その間に組合員証等を提示しての診療は受けられませんので、誤って受診された場合は医療費等を返還いただくことになります。

(注3) 市が異なれば、異なる任命権者として扱います。

C：非常勤職員(週20時間以上で2ヵ月を超えて任用される見込み) かつ 賃金月額88,000円以上

ア 同一の任命権者による任用が1日も空けずに行われる場合は、組合員期間は継続します。

組合員証等	現職時の組合員証等をそのまま継続して使用できます。
扶養家族	扶養認定されている親族についても、原則、引き続き認定します。 (就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申請を行ってください。)

イ 任用が1日以上間を空けて行われる（注4）または異なる任命権者に任用される場合、組合員期間は継続しません。

組合員証等	前任用の終期後の組合員証等は、現在の勤務校又は資格担当へ返送ください。 新たな資格取得手続きにより、組合員証等を交付します。
扶養家族	組合員の新たな資格取得手続きの際に、被扶養者の認定申請が必要です。

(注4) Bとは扱いが異なり、同一の任命権者であっても、空白期間があれば前任用の終期後、次の任用までの間、組合員期間は継続しません（一部市費間を除く）。



D：健康保険制度の適用がある再就職

健康保険適用の有無は再就職先に確認ください。適用の場合優先加入のため、共済の任意継続はできません。

組合員証等	組合員証等は使えなくなりますので、退職時の勤務校か資格担当へ返送してください。資格喪失証明書が必要な場合、証返納時に「◆資格喪失証明書交付申請書」を添付し、資格担当へ提出ください。
扶養家族	組合員と同時に扶養家族も資格喪失しますので、引き続きご家族の健康保険証が必要な場合は、就職先で手続きください。

E：再任用短時間勤務（週20時間未満）や非常勤職員（Cの条件に該当しない任用）、健康保険制度の適用がない再就職、再就職しない

下記①～③より次に加入する健康保険制度を選択ください。

①公立学校共済組合の任意継続組合員になる

組合員証等	退職時の組合員証等は使用できません（組合員証は切り替わります）。事前申出をする方は、現職時の組合員証等は4月1日以降に資格担当へ返送ください。退職後に申出する方はP.9を確認ください。任意継続組合員証は申出後、掛金の入金確認が完了次第、順次交付します。
扶養家族	扶養認定されている扶養親族の要件が引き続き場合は、継続して任意継続組合員の被扶養者となります。就職等、認定要件から外れる場合は、任意継続組合員申出書内に扶養から外す旨を記載するか、被扶養者証が届き次第、被扶養者認定取消申告を行ってください。

②国民健康保険に加入する

組合員証等	「◆資格喪失証明書交付申請書」に添付し、資格担当へ提出ください。
扶養家族	組合員と同時に扶養家族も資格喪失しますので、引き続きご家族の健康保険証が必要な場合は、国民健康保険の窓口確認ください。
手続き	お住まいの市区町村の国民健康保険主管課窓口にて、退職日より14日以内の手続きが必要です。加入には「資格喪失証明書」が必要になります。退職日以降に上記申請書を資格担当へ提出ください。資格担当に到着後、ご自宅へ証明書を送付します。

③家族が加入している健康保険の被扶養者になる

組合員証等	組合員証等は使えなくなりますので、退職時の勤務校か資格担当へ返送してください。資格喪失証明書が必要な場合、証返納時に「◆資格喪失証明書交付申請書」を添付し、資格担当へ提出ください。
扶養家族	組合員と同時に扶養家族も資格喪失しますので、引き続きご家族の健康保険証が必要な場合は、ご家族が加入している健康保険に確認ください。

◆印は当支部所定の様式です。当支部ホームページよりダウンロードすることができます。

HP → 手続きナビ内「様式集（諸用紙のダウンロード）」
→ 「組合員資格等関係の様式【1】」



非常勤職員（公立学校共済組合大阪支部組合員）の退職後の健康保険について

退職日の翌日から、公立学校共済組合の組合員資格が喪失します。退職後の進路により健康保険加入先が変わりますので下表を参照ください。

① 退職後、1日も空けずに下記の任用がある場合

組合員期間は継続します。

ア. 非常勤から正規職員 イ. 非常勤から任期付職員 ウ. 非常勤から臨時的任用職員 エ. 非常勤から非常勤

組合員証等	現職時の組合員証等をそのまま継続して使用できます。しかし、任命権者が異なる等により、職員番号が変更となる場合は、組合員証の切替えが必要となります。
扶養家族	扶養認定されている親族についても、原則、引き続き認定します。 (就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申請を行ってください。)

② 退職後、1日以上間を空けて任用がある場合

前任用の終期後、次の任用の始期までの間、組合員期間は継続しません（一部市費間を除く）。

組合員証等	前任用の終期後の組合員証は、現在の勤務校又は資格担当へ返送ください。 新たな資格取得手続きにより、組合員証等を交付します。
扶養家族	組合員の新たな資格取得手続きの際に、被扶養者の認定申告が必要です。

③ 再任用短時間勤務(週20時間未満)や非常勤職員(Cの条件に該当しない任用)、健康保険制度の適用がない再就職、再就職しない

前ページEを参照してください。

退職予定者
向け

**資格喪失後は、保険証(組合員証・被扶養者証)
の使用はできません!**

医療担当
☎06-6941-2867

組合員の資格を喪失（退職・転出・講師期限満了・認定要件を欠いたとき等）されると、現在お持ちの保険証（組合員証・被扶養者証）は使用できなくなりますので、ご注意ください。

資格喪失後に組合員証等を使用された場合、共済組合が負担した医療費（7割もしくは8割部分、高額療養費など）や附加給付（一部負担金払戻金、家族療養費附加金など）を返還していただきます。該当の方には、返還金額の確定後に当支部から返還請求に関する通知を送付します。

共済組合に返還された医療費については、資格喪失後に加入された健康保険組合等に療養費として請求できる場合があります。
詳しくは資格喪失後に加入された健康保険組合等にご確認ください。

